

## 答申構成案

はじめに

1 京町家の保全及び継承をめぐる動向と課題

(1) 京町家の保全及び継承をめぐる動向

ア 京町家を取り巻く社会情勢の変化

(2) 京町家の保全及び継承にかかわる現状と課題

ア 京町家の活用に関する現状と課題

イ 京町家の継承に関する現状と課題

2 京町家の保全及び継承に関する基本的な方針の在り方

(1) 京町家の保全及び継承に関する条例を制定する必要性

ア 京町家に関する京都市の計画及び施策の体系

イ 京町家の保全及び継承を図る必要性（基本的な視点）

ウ 京町家の保全及び継承に関する条例を制定する必要性

(2) 京町家の保全及び継承に関する基本理念等（目的，定義，基本理念）

(3) 京町家の保全及び継承を担う各主体の責務と役割

（本市，所有者，使用者，不動産事業者・解体事業者，市民その他事業者，自治組織及び市民活動団体等）

(4) 京町家の保全及び継承の推進に向けた基本的な取組

ア 保全及び継承を阻害する要因

（ア）意識に関する問題

（イ）維持，修復及び改修に関する問題

（ウ）継承及び流通に関する問題

イ 保全及び継承を阻害する要因に対応した施策

（ア）意識の醸成（普及啓発）

（イ）京町家の維持，修復及び改修の推進

（ウ）京町家の継承の推進

（エ）京町家の活用の推進

ウ 取組の効果を高める施策

（ア）京町家の改修等に関する技術の継承の推進

（イ）自治組織及び市民活動団体等の自主的な活動の支援

（ウ）交流の促進

（エ）成果の表彰

エ 京町家の保全及び継承を推進するための計画の策定

- 3 京町家の解体の危機を事前に把握し、保全及び継承に繋げる仕組み
  - (1) 京町家の滅失をめぐる背景と課題
  - (2) 京町家の保全及び継承を推進するための支援策（届出が行われなかったための環境整備）
    - ア 継続的な働きかけ
    - イ 所有者の負担の軽減
    - ウ 事業者や市民活動団体等と連携した継承・活用の推進
  - (3) 京町家の取り壊しの危機を事前に把握する仕組み
    - ア 目的
    - イ 制度の概要
      - (ア) すべての京町家
      - (イ) 京町家が集積し、趣きある町並みが形成されている地域又は京都らしい文化が継承されている地域に立地する京町家（線や面での指定）
      - (ウ) 景観の形成又は文化の継承に重要な京町家（単体指定）
      - (エ) その他
  - (4) 京町家の保全及び継承に繋げる仕組み（届出があった京町家に対する施策）
    - ア 常時における働きかけ
    - イ 不動産売買、賃貸契約の締結時等における働きかけ
    - ウ 取り壊そうと考え始めた時点における働きかけ
- 4 京町家の保全及び継承に関わる政策の進化に向けて